貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和3年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	樫野商事株式会社（法人番号６４３００１０６６０２５）　代表者樫野幸浩	北海道苫小牧市字沼ノ端２５５番地の２０	本社営業所	北海道苫小牧市沼ノ端中央４丁目５－６	R3.5.20	輸送施設の使用停止（７０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他９件	令和２年１１月１８日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１０件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第３条第６項）、（３）点呼の実施不適切（安全規則第７条第１項、第２項、第３項）、（４）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第８条）、（５）事故の記録義務違反（安全規則第９条の２）、（６）運行指示書の記載事項義務違反（安全規則第９条の３第１項）、（７）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（８）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第１０条第２項）、（９）事故の届出義務違反（貨物自動車運送事業法第２４条）、（１０）損害賠償支払能力確保義務違反（貨物自動車運送事業施行規則第１４条）	７	７
	以下余白									